

令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び特例措置活用促進業務に係る企画競争手続要領

1 企画審査委員会

令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び特例措置活用促進業務の企画競争において、提案者から提出された企画書等の内容について審査を行うことを目的として、以下のとおり企画審査委員会を設置する。

(1) 日時：令和6年●月●日(●)●時～

(2) 場所：●●●会議室(ドア No. ●●●) (Microsoft Teams によるウェブ会議方式を併用)

(3) 構成：

審査委員長

審査委員

(4) 審査方法：企画提案会において、評価基準表(別紙1)に基づき審査委員ごとに採点する。企画提案会実施後、各委員の採点結果を企画審査委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。

(6) 庶務：委員会の庶務は、林野庁森林利用課において処理する。

2 契約候補者の決定方法

(1) 各委員が採点を合算した計数を総得点として、点数の高い者から順に契約候補者を選定する。

(2) 総得点と同点の場合、次の基準で契約候補者を決定する。

ア 「A」の数が多い方を契約候補者とする。

イ 「A」の数も同数の場合は、「B」の数が多い方を契約候補者とする。

ウ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い方を契約候補者とする。

エ 「C」の数も同数の場合は、くじ引きにより決定する。

3 企画審査結果の報告

企画審査委員会で決定した者の企画書及びその企画による「令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び特例措置活用促進業務」仕様書を、林野庁長官へ報告する。

令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査
及び特例措置活用促進業務に係る企画提案書評価基準表

提案者：

採点者：

項目	要求要件	備考	成績	配点	採点
① 事業の目的及び事業内容の理解度	本事業の目的・内容を理解しているか	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10
② 事業を実施するための人的・組織的な実施・運営の体制・能力等	業務内容に関して幅広い知見・人的ネットワークを持っているか	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×0.5	0 / 5
	所有者不明森林等の特例措置に対する理解は十分か	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10
	過去に類似の業務を実施しているか	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10
	業務を行うための人的配置や課題等の整理・分析等を行う組織的な実施体制や管理体制がとられているか	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10
③ 事業の実施方法の適切度、事業効果	探索業務の実施方法、工程調査等の結果の整理方法、現地調査の実施内容や資料整理について工夫があるか。	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10
	所有者不明森林等の特例措置活用促進業務について、情報収集、委員会の運営、ガイドラインの改訂案作成方法に工夫があるか。	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10
	市町村や関係者との連携方法について工夫があるか。	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0 / 10

④	事業を効率的・円滑に実施するスケジュール等	事業計画は効率的で、無理のないスケジュールとなっているか	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0/10
⑤	所要経費積算の妥当性	所要の経費積算は、事業内容・規模に応じて適正か。	A (十分満足できる) 10点 B (比較的満足できる) 8点 C (満足できる) 5点 D (やや劣る) 3点 × (満足できない) 0点		×1	0/10
⑥	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進を行っているか	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているか。ただし、(1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 (2) 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 5点 ※4 ・くるみん認定企業(令和4年4月1日以降の基準) 3点 ※5 ・くるみん認定企業(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 3点 ※6 ・トライくるみん認定企業 3点 ※7 ・くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準) 2点 ※8 ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※8の認定を除く。) ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業 4点		×1	0/5
合計						0/100
特筆事項等						

※1 ①～⑤について、成績は、A、B、C、D、×とする。採点は、A10点、B8点、C5点、D3点、×0点として、各配点の数値を乗じて算定する。

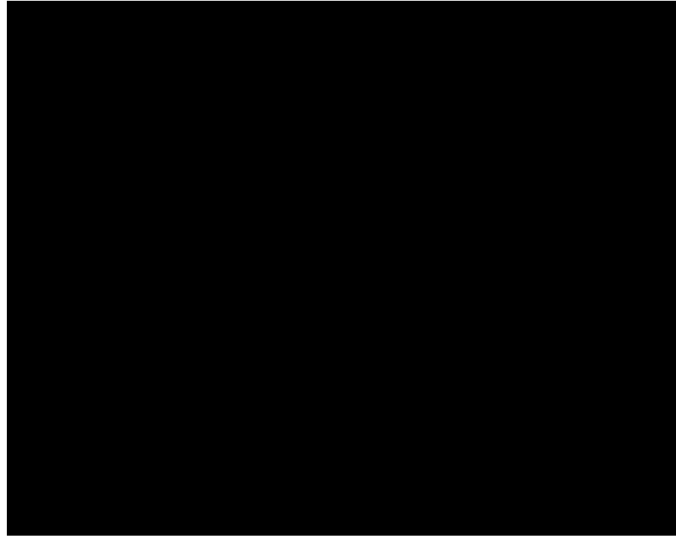
※2 ⑥について、成績は、該当する点数とする。採点は、配点の数値を乗じて算定する。

(別紙2)

令和6年 月 日

支出負担行為担当官

林野庁長官 殿



令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び 特例措置活用促進業務の企画提案書選定報告

令和6年 月 日付け5林整森第 号をもって任命のあった令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び特例措置活用促進業務の企画提案に係る企画審査委員会を開催し検討した結果、下記のとおり、●●●●の企画提案書を選定したことを報告します。

記

1 企画提案書等の提出状況

提出期限である令和6年 月 日までに企画提案書等の提出があった者は、●者であった。

提出された企画提案書等について、条件を満たしているかの審査を行ったところ、●者が条件を満たしていた。

2 企画提案会(又は書面)による審査

令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び特例措置活用促進業務に係る企画競争応募要領に基づき企画提案書等を審査した結果、当該予算の範囲内で、評価基準の総得点が高い提案であった●●●●を契約候補者として選定することとした。

3 企画審査委員会の検討経過

別添のとおり

以上

企画審査検討経過記録

令和6年度所有者不明森林等の探索等工程調査及び特例措置活用促進業務に係る企画審査について、以下のとおり検討経過を記録する。

1 意見交換の概要等

- ① 開催年月日： 令和6年 月 日
- ② 出席委員： 下記のとおり
- ③ 委員会における意見交換の概要
()
- ④ 審査結果の基となった判断理由を確認した場合のその内容
()

2 他の委員と大きく異なる採点を行った委員がいた場合のその判断理由

3 2を踏まえた審査結果の取扱

- 採用(理由:)
- 不採用(理由:)

4 記録の作成

- ① 作成年月日： 令和6年 月 日
- ② 作成者： ●●●●

上記記録について確認する。

